

第 5 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和6年2月26日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和6年2月26日（月曜日）

午前9時58分開議

午後0時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第5号 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

議案第20号 令和6年度熊本県一般会計予算

議案第24号 令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第28号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第60号 熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

議案第61号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 権利の放棄について

報告第3号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

②熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

③県立高等学校入学者選抜制度改革について

令和5年度教育警察常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 末松直洋

副委員長 西村尚武

委員 松田三郎

委員 高島和男

委員 城戸淳

委員 本田雄三

委員 亀田英雄

欠席委員(1人) 斎藤陽子

議長 刈上陽一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白石伸一

教育理事 石元光弘

総括審議員

兼市町村教育局長 古田亮

教育総務局長 井藤和哉

県立学校教育局長 重岡忠希

教育政策課長 永松浩史

学校人事課長 鉦本亮太

文化課長 舟津紀明

施設課長 中島一哉

審議員

兼高校教育課課長補佐 坂本憲昭

特別支援教育課長 松本英雄

学校安全・安心推進課長 岸良優太

首席審議員

兼体育保健課長 奥園栄純

義務教育課長 藤岡寛成

社会教育課長 福永公彦

人権同和教育課長 柳田壽昭

警察本部

本部長 宮内彰久

警務部長 清水稔和

生活安全部長 村上敏幸

刑事部長 林秀典

交通部長 原田聖哉

警備部長 八木世志一

首席監察官 内 田 義 朗
参事官兼総務課長 田 中 弘 哉
参事官兼警務課長 松 見 恵一郎
参事官

兼生活安全企画課長 高 木 哲
参事官兼刑事企画課長 高 橋 太
参事官兼交通企画課長 合 瀬 勝 彦
参事官兼警備第一課長 松 村 英 志

参事官(運転免許) 飯 塚 安 博
理事官兼会計課長 平 山 浩 之
交通規制課長 山 浦 隆 之

事務局職員出席者

議事課主幹 太 田 弘 巳
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時58分開議

○末松直洋委員長 ただいまから第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、付託された議案等を議題とします。

警察本部長のほうからお願いいたします。

○宮内警察本部長 警察本部でございます。

議案の説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

末松委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援、御協力をいただいたところございまして、この場をお借りしまして心から御礼を申し上げます。

引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております5件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まずは、議案関係についてです。

議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)については、国のデフレ完全

脱却のための総合経済対策に係る交付金活用事業の追加要求を行うとともに、既存事業の見直しや今後の執行見込みを踏まえた歳出予算の精査により、3億9,026万円余の増額補正をお願いしております。

また、議案第20号、令和6年度熊本県一般会計予算については、喫緊の治安課題への対応と先端技術の活用等による警察活動のさらなる高度化に必要な事業への重点化を図り、警察費及び災害復旧費で総額421億3,686万円余をお願いしております。

特に、令和6年度は、県民が電話で「お金」詐欺の被害に遭わないよう、防犯機能付電話機の普及を促進するほか、警察業務におけるドローンの活用や運転免許証とマイナンバーカードの一体化等、警察行政手続のデジタル化に向けた施策にも取り組んでまいります。

議案第61号、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、警察職員の特殊勤務手当に関して、手当額の見直しを行うものでございます。

次に、報告第3号、専決処分等の報告については、専決処分させていただきました2件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定に関する報告でございます。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末松直洋委員長 続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

○平山会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察

本部の説明資料に基づき御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

2月補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する電話で「お金」詐欺防止のための総合対策事業のほか、今後の執行見込みの精査による補正が主な内容となっております。

まず、上段の公安委員会費で20万8,000円の減額をお願いしておりますが、これは、公安委員の報酬の支給見込額の減額によるものでございます。

次に、中段の警察本部費で5億3,220万4,000円の増額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の職員給与費5億531万6,000円の増額は、警察職員の給料と諸手当の過不足調整に伴う増額をお願いするものでございます。

2の退職手当1億1,239万5,000円の増額は、退職者への支給見込額の増額によるものでございます。

3の警察一般管理費7,142万2,000円の減額は、庁舎等光熱水費の所要見込額の減額や会計年度任用職員の報酬等の改定に伴う増額のほか、警察庁共通基盤への移行経費について、国側の作業が一部延期となり、所要見込額が不用となったものでございます。

4の児童手当1,408万5,000円の減額は、職員への支給見込額の減額によるものでございます。

次に、下段の装備費で1,006万円の減額をお願いしておりますが、これは、警察車両の任意保険料の契約残でございます。

2ページをお願いします。

上段の警察施設費で1億5,615万円の減額をお願いしております。

これは、運転免許センターにおける受変電設備更新工事予算の年度組替えによる減額のほか、令和2年7月豪雨で被災した八代警察

署坂本駐在所に関し、八代市が実施した坂本地区の造成工事に伴い土地売却収入等があったことから、財源更正を行うものでございます。

次に、中段の運転免許費1,495万7,000円の減額は、運転免許に関する消耗品購入費や収入証紙売りさばき手数料の所要見込額の減額のほか、警察庁共通基盤への移行に伴うシステム改修委託料の執行残を減額するものでございます。

次に、恩給及び退職年金費231万8,000円の減額は、支給対象者の減少によるものでございます。

次に、下段の警察活動費で4,175万5,000円の増額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費436万7,000円の増額は、被留置者数の増加に伴う被留置人食糧費等の増額や国庫支出金の増額に伴う財源更正を行うほか、感染症対策事業について、執行見込額を踏まえた事業費の減額と国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を行うものでございます。

次に、2の総合治安対策費8,743万2,000円の増額は、電話で「お金」詐欺防止対策事業で、防犯機能付電話機等の購入費用を支援するための経費をお願いしております。

昨今の防犯意識の高まりを踏まえまして、防犯機能付電話機への買換え促進キャンペーンを実施し、対策の強化を図るとともに、消費下支えを通して物価高騰の影響を受けた県民の生活を支援するためのもので、1件当たり最大5,000円分のギフトカード交付による支援を予定しております。全額を内閣府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で賄うものでございます。

次に、3の交通警察運営費1万5,000円の減額は、自動車保管場所調査業務委託の契約残でございます。

4の交通安全施設費5,002万9,000円の減額は、国の補助金の内示減に伴い、事業費の減

額をお願いするものでございます。

以上、警察費の補正額は3億9,026万6,000円の増額となりまして、補正後の警察費は412億9,637万2,000円となります。

続きまして、3ページをお願いします。

上段の繰越明許費の補正でございます。

繰越明許費の変更としまして、警察活動費で8,743万2,000円の増額をお願いしております。

これは、歳出予算の補正で御説明いたしました電話で「お金」詐欺防止対策事業について、年度内に事業が完了しないため、予算の繰越しをお願いするものでございます。

次に、中段、下段の債務負担行為の補正でございます。

まず、追加として、交番、駐在所の土地、建物の貸借契約に要する経費2,422万6,000円をお願いしております。

次に、変更として、警察関係業務でヘリコプターテレビシステムメンテナンス保守業務委託など、5,234万8,000円の増額変更をお願いしており、補正後の限度額は、11億7,527万4,000円となります。

これは、令和6年4月1日から業務を開始する必要があり、年度内に契約を行うことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2月補正予算関係は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○末松直洋委員長 次に、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

白石教育長。

○白石教育長 議案の説明に先立ちまして、令和6年能登半島地震について申し上げます。

このたびの災害により、石川県では、多くの貴い命が失われました。ここに、謹んで哀

悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

県教育委員会では、熊本地震や豪雨災害の経験、教訓を踏まえ作成した大規模災害時における学校再開と心のケアハンドブックを、1月4日に石川県、翌5日に富山県に送付いたしました。

また、1月12日からは、熊本県学校支援チームを輪島市に派遣し、現場のニーズに応じた学校再開や運営、心のケアなどの支援を行っております。本日朝、第16陣を派遣したところでございます。

熊本地震などの大災害を経験した県として、災害対応の経験、ノウハウを生かし、引き続き、現地のニーズを踏まえた支援をしっかりと行ってまいります。

それでは、本議会に提案しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係6議案、条例等議案関係2議案、その他報告事項1件でございます。

まず、令和5年度2月補正予算についてです。

一般会計と特別会計とを合わせて、通常分として34億1,134万円余の減額補正、国の補正予算対応分として34億6,754万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容といたしまして、通常分は、執行見込み等の精査による減額、国の補正予算対応分は、公立学校情報機器整備基金の積立てやICTを活用した探究的な学びを強化する高等学校等の環境整備などの増額をお願いしております。

また、繰越明許費4億1,424万円余、債務負担行為699万円余の増額補正についてもお願いしております。

令和6年度当初予算につきましては、一般会計と特別会計とを合わせて総額1,323億1,040万円余をお願いしております。

次に、令和6年度の取組について御説明します。

教育委員会では、次の4つのテーマを柱に取り組みまいります。

1つ目は、子供の夢を育み、教員が活躍できる学校づくり、2つ目は、主体的に学ぶ力の向上とグローバル人材の育成、3つ目は、誰一人取り残さない学びの場の整備、4つ目は、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興です。

1つ目の子供の夢を育み、教員が活躍できる学校づくりについては、県立高校の魅力化、特色化を進めるとともに、あらゆる手段を講じ、教員の成り手確保に努めてまいります。

また、副校長・教頭マネジメント支援員の新規配置や部活動指導員の拡充、教員採用選考考査の問題作成等の外部委託など、学校における働き方改革を推進してまいります。

2つ目の主体的に学ぶ力の向上とグローバル人材の育成については、2月補正予算で積み立てる基金を財源に、市町村立学校の1人1台端末更新に係る補助など、ICTの効果的な活用に取り組んでまいります。

また、4月に開館するこども本の森熊本などを活用し、子供の感性、想像力の向上を図るほか、海外でのインターンシップやモンタナ大学への派遣を引き続き実施するなど、グローバル人材の育成に取り組んでまいります。

3つ目の誰一人取り残さない学びの場の整備については、いじめや不登校の対策に取り組むほか、一人一人に寄り添った特別支援教育の充実、4月に開校する夜間中学、県立ゆうあい中学校の運営などを通して、多様な教育的ニーズへの対応に取り組んでまいります。

4つ目の熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興は、地震や豪雨で通学困難となった生徒の通学支援やスクールカウンセラ

ー、スクールソーシャルワーカーの活用、被災した文化財の復旧など、一日も早い復旧と創造的復興に引き続き取り組んでまいります。

このほか、債務負担行為34億1,539万円余の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案関係についてです。

熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について外1件について提案しております。

最後に、その他報告事項としまして、1件御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○末松直洋委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

お手元の説明資料、括弧書きで令和5年度2月補正予算等と記載してある資料を御覧ください。

教育委員会の令和5年度2月補正予算について、各課から主な事業を説明させていただきます。

2ページをお願いします。

説明資料に記載している事業については、多くが所要見込額の減によるものです。

主なものを御説明します。

2段目の事務局費の右側1、事務局運営費等の(1)熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、県立学校のコンピューターリースやネットワーク機器設置委託の入札における執行残等でございます。

また、補正額の財源内訳にあります一般財源の減は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当に伴う財源更正によるものでございます。

次に、2、(1)熊本県公立学校情報機器整備基金ですが、これは、初等中等教育段階の公立学校の1人1台端末更新等の財源となる基金の積立てに要する経費でございます。

説明は以上です。

○鉾本学校人事課長 学校人事課です。

4ページをお願いします。

まず、職員給与費について御説明します。

当初予算では、昨年の1月1日時点で在籍している職員の給与を基に算出しておりますが、その後、4月の人事異動等により予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回、現状に合わせて補正をお願いするものでございます。

1段目の事務局費は、事務局職員の給与費として、5ページ3段目及び4段目の教職員費は、小学校教職員及び中学校教職員の給与費として、6ページ1段目の高等学校総務費は、高等学校教職員の給与費として、7ページの特別支援学校費は、特別支援学校教職員の給与費として、それぞれ増額または減額補正を計上しております。

なお、文化課、施設課、体育保健課及び社会教育課につきましても、それぞれの課の職員給与費について、同様の理由による補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

引き続き、職員給与費以外について、主なものを御説明します。

4ページ2段目、右側の3、管理運営費の(5)就学支援金交付等事業ですが、これは、就学支援金対象者が当初の見込みより少なかったことによる所要見込額の減によるものでございます。

また、5ページ1段目、右側の5、国庫支出金返納金ですが、これは、国の感染症予防事業費負担金等の額の確定により、国庫支出金の返納に要する経費を計上するものでございます。

次に、6ページ1段目の高等学校総務費の右側の2、学校運営費の(2)県立学校の原油価格物価高騰対応事業ですが、これは、県立学校における給食の食材調達費の高騰に伴う保護者の経済的負担への支援に要する経費でございます。

次に、2段目の全日制高等学校管理費の右側の1、学校運営費及び7ページ、特別支援学校費の右側の2、学校運営費の(1)特別支援学校運営費ですが、これは、管理運営費の所要見込額の減額補正及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当に伴う財源更正でございます。

また、(3)特別支援学校通学バス感染症対策事業ですが、これは、入札の執行残等による所要見込額の減額補正及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当に伴う財源更正によるものでございます。

また、3、就学奨励費ですが、これは、特別支援学校における学用品等の補助対象経費について、当初の見込みより増加したことによる増額補正でございます。

学校人事課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

8ページをお願いします。

文化費の右側の2、文化振興費の(1)美術館分館管理運営費ですが、これは、エスカレーターの改修において躯体の構造検討が必要となり、工事の実施が困難となったことによる所要見込額の減でございます。

次に、3、文化財保存管理費の(1)文化財保存事業ですが、これは、予定しておりました国指定文化財の修理につきまして、国の補助が採択されなかったこと及び執行残に伴う所要見込額の減でございます。

次に、4、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金ですが、これは、熊本地震で被災いたしました文化財の復旧、復興のための寄附金及び基金の運用利息を積み立て

るための増額補正でございます。

9ページをお願いします。

美術館費の右側の2、管理運営費ですが、これは、空調設備の故障に伴う増額補正でございます。

次に、4、永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業ですが、これは、熊本大学に依頼しております古文書等の調査に係る執行残による所要見込額の減及び観覧料等の使用料収入の増に伴う財源更正でございます。

次に、6、永青文庫常設展示振興基金積立金ですが、これは、美術品修復に係るガバメントクラウドファンディングの寄附金及び基金の運用利息を積み立てるための増額補正でございます。

10ページをお願いします。

教育施設災害復旧費の右側の1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業ですが、これは、所有者の資金面の都合により事業が実施できなかったこと及び入札残による所要見込額の減によるものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

11ページをお願いします。

2段目の全日制高等学校管理費の右側1、県立学校施設維持費の(1)高等学校施設維持管理費ですが、これは、県立高等学校施設設備の法定検査など、維持管理委託の入札残に伴う所要見込額の減によるものでございます。

次に、3段目の学校建設費の右側1、県立高等学校施設整備費の(2)県立高等学校施設整備事業ですが、これは、国庫補助金の交付決定に伴う財源更正及び所要見込額の減によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

1段目の特別支援学校費の右側1、施設整備費の(3)特別支援学校施設整備事業です

が、これは、国の経済対策による補正予算を活用して特別支援学校のトイレ改修工事等に要する経費を計上するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○坂本高校教育課審議員 高校教育課です。

13ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側の1、事務局運営費等の(1)新設高等学校等教育環境整備事業ですが、これは、高校の再編統合に伴う校舎間移動バス運行等を行う事業で、バスの利用生徒数や運行回数が見込みより少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

次に、2段目の教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(1)通学支援事業ですが、これは、高校の再編統合に伴う通学支援を行う事業で、通学タクシーの利用生徒数や運行回数が見込みより少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

次に、(2)高等学校等通学支援事業(熊本地震対応分)ですが、これは、熊本地震により通学困難となった生徒の支援を行う事業で、通学タクシーの利用生徒数や運行回数が見込みより少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

次に、2、学校教育指導費の(1)高等学校DX加速化推進事業ですが、これは、ICTを活用した探求的な学びを強化する学校などに対して、必要な環境整備に要する経費を計上するものでございます。

14ページ上段をお願いいたします。

2段目の教育振興費の右側の2、高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、これは、低所得世帯の授業料以外の教育費負担軽減のために給付を行う事業で、対象者が当初見込みより少なかったことによる所要見込額の減でございます。

14ページ下段をお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計について御説明いたします。

育英資金等貸付金の右側の1、貸付金の(1)育英資金貸付金(大学貸与・修学貸与・緊急貸与)ですが、これは、就学困難な生徒等に育英資金の貸与を行う事業で、対象者が当初見込みより少なかったことによる所要見込額の減でございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

15ページをお願いします。

1段目の教育指導費の右側1、学校教育指導費の(1)医療的ケア児等支援事業ですが、これは、県立学校に看護師を配置し医療的ケアを行う事業で、対象児童生徒が見込みより少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

次に、2段目の特別支援学校費の右側1、学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費ですが、これは、新規または移転された特別支援学校の運営費用で、入札残等による所要見込額の減でございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

16ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側1、児童生徒の健全育成費の(3)SSW活用事業ですが、これは、スクールソーシャルワーカーの社会保険対象者が当初の見込み数より少なかったことによる所要見込額の減でございます。

次に、(4)不登校児童生徒の早期発見・早期支援事業ですが、これは、国の補正予算を活用して教育支援センターの総合的拠点機能形成に要する経費を計上するものでございます。

次に、(5)心の健康観察推進事業ですが、同じく国の補正予算を活用して、1人1台端末等を活用した心や体調の変化を早期発見す

るためのシステム、いわゆる心の健康観察の導入に関する経費を計上するものでございます。

学校安全・安心推進課の説明は以上でございます。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

資料17ページをお願いいたします。

1段目の保健体育総務費の右側の2、学校保健給食振興費の(3)学校保健特別対策事業でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策として、県立学校に空気清浄機等を整備した経費の入札残に伴う所要見込額の減でございます。

2段目の体育振興費の右側の1、学校体育振興費の(3)及び(4)の子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業でございます。

これは、公立中学校の休日における部活動の地域移行の推進に要する経費で、(3)は、国からの受託事業費の減及び国費の内示減に伴う財源更正による減額でございます。

また、(4)は、国の経済対策に伴い、令和6年度に繰り越して実施する事業費を計上したものでございます。

次に、2、社会体育振興費の(1)国民体育大会でございますが、これは、国民体育大会への県選手団の派遣人数が当初の見込みを下回ったことに伴う所要見込額の減でございます。

18ページをお願いいたします。

体育施設費の右側の1、県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策として行った空調改修工事の入札残に伴う所要見込額の減及び財源更正によるものでございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○藤岡義務教育課長 義務教育課ございま

す。

資料19ページをお願いいたします。

教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(7)海外留学促進事業ですが、これは、米国の州立モンタナ大学への高校生の短期派遣事業等の執行残による所要見込額の減でございます。

次に、(8)ALT活用促進事業ですが、これは、ALT、外国語指導助手の人件費、また、ALTの受入れに係る自治体国際化協会への負担金が当初の見込みを下回ったことによる所要見込額の減でございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

20ページをお願いします。

社会教育総務費の右側の2、社会教育諸費の(1)地域人権教育指導員設置費補助及び(3)地域学校協働活動推進事業ですが、人件費の実働に応じた所要見込額の減によるものでございます。

次に、21ページをお願いします。

図書館費の右側の2、管理運営費の(1)管理運営費ですが、これは、管理運営委託業務の入札残など所要見込額の減及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当に伴う財源更正によるものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○鉾本学校人事課長 学校人事課です。

22ページ上段をお願いします。

繰越明許費の変更でございます。

教育費の高等学校費ですが、これは、県立学校における給食について、令和6年度においても、引き続き保護者の負担を増加させることなく質や量を維持する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

22ページ下段をお願いします。

文化財保存事業について、令和5年7月の大雨で被災し追加が生じました国史跡宇土城跡の保存修理事業について、翌年度に施工することとなり、設定済みの繰越明許費を増額する必要が生じたものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

23ページ上段をお願いします。

教育費の特別支援学校費ですが、これは、先ほど増額補正をお願いいたしました特別支援学校施設整備事業のトイレ改修工事等につきまして、国の経済対策による補正予算によるものでして、交付決定までに日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであり、設定済みの繰越明許費を増額する必要が生じたためでございます。

施設課の説明は以上です。

○坂本高校教育課審議員 高校教育課です。

23ページ下段をお願いします。

教育費の教育総務費ですが、これは、先ほど御説明しました高等学校DX加速化推進事業について、国の経済対策による補正予算によるもので、交付決定までに日数を要し、年度内執行が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

24ページをお願いします。

教育費の教育総務費の右側、特別支援学校寄宿舎舎食費継続支援事業ですが、これは、県立特別支援学校寄宿舎における舎食費について、令和6年度においても引き続き保護者の負担を増加させることなく質や量を維持する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

24ページ下段をお願いいたします。

1段目及び2段目、教育費の教育総務費ですけれども、これは、先ほど2月補正予算で説明しました、どちらも国の補正予算によるものでございます。受託契約までに日数を要し、年度内の執行が困難であるため、繰越明許費を設定するものでございます。

学校安全・安心推進課の説明は以上でございます。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

25ページをお願いいたします。

保健体育費でございますが、これは、先ほど御説明をしましたとおり、子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業について、国の補正予算に係る受託契約までに日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みのため、繰越明許費を設定するものでございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

26ページ上段をお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

教職員住宅用地賃借ですが、これは、教職員住宅に係る土地賃借料で、引き続き4月1日から賃借するため、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上です。

○鉾本学校人事課長 学校人事課です。

26ページ下段をお願いします。

1段目の県立学校舎監宿舍賃借ですが、これは、県立学校舎監宿舍の賃借を4月1日から実施するため、また、2段目の特別支援学校看護師派遣委託業務は、特別支援学校に勤

務する教諭に対する医療的ケアに要する経費について、看護師派遣委託業務を4月1日から実施するため、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

27ページ上段をお願いいたします。

県立学校用地等賃借ですが、これは、矢部高校プール用地ほか2校における賃借料で、当該契約を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

27ページ下段をお願いします。

電話相談室賃借ですが、これは、家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室を年間賃借するもので、当該賃借を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○坂本高校教育課審議員 高校教育課です。

28ページをお願いします。

特別会計の債務負担行為の設定について説明いたします。

上段の事務機器等賃借ですが、これは、熊本農業高校、鹿本農業高校の実習で得られたデータを収集することを目的としたクラウドサービスを4月1日から使用するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、下段1段目の育英資金返還金収納事務委託業務ですが、これは、育英資金返還金コンビニ収納業務に係る委託を4月1日から実施するため、2段目の督促状等関係事務委託業務ですが、これは、育英資金督促状等紙折業務に係る委託を4月1日から実施するため、3段目の情報処理関連業務ですが、これは、育英資金管理システム保守業務に係る委

託を4月1日から実施するため、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

29ページをお願いします。

第60号議案として、熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定についてを提案しております。

31ページに概要を記載しておりますので、御覧ください。

これは、県または市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備、主に公立小中学校における学習用端末の更新等に活用する基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日としております。

説明は以上です。

○末松直洋委員長 以上で令和5年度補正予算に係る執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

警察本部の2ページの下段の2ですね。その後も基金なんか出てきましたけれど、電話で「お金」詐欺、報道等で県警察も大分頑張っていて、あるいは最近民間でも、例えば金融機関とかコンビニで未然に防いだと、協力を得

たというので、社会全体、非常に悪質な犯罪に対してみんなで守ろうという機運が大分出てきたのかなと、一部ですね、そういう感じもいたしております。

ですから、地元市で感謝状を贈呈するとかそういうのもありますし、報道に出てなくても、家族で未然に防止したとか、まあ表に出てないのも結構あるだろうと思っております。

ただ、一方では、高齢者が特に被害者になる場合は、詐欺に遭ったということも分からずに終わっているとか、あるいは詐欺に遭ったというのは分かったけれども、もう届出をしないと、そういったのも結構数があるのかもしれない。

そういう意味では、皆さんが検挙する場合に、普通の詐欺と言えど変ですけども、通常の詐欺罪とか、あるいはほかの犯罪と比べて、なかなか巧妙化したり、組織的になっているというので、どういう点がやっぱり一番難しいというのがありましたら、多分それに合わせて人を増やせばもうちょっと減らせるとか、あるいは何か特殊な機械なり設備を導入すれば減らせるというのがあるのかもしれないので、どういった点が一番御苦労というか、この犯罪の特殊性から検挙するには難しいという点があるのかなというのは、ちょっといきなりの質問ですが。

○村上生活安全部長 生活安全部の村上です。

委員御指摘にあるように、難しい点については、やっぱり手口的にも変わってくる部分があります。振り込ませて口座から引き下ろして詐欺をするというようなところにあっては、面識、面接がない部分ですね。で、その口座についても、犯罪口座というか、持ち主が特定できないような口座だったりしますもので、その先の現金を引き下ろした人物の特定がなかなか難しい部分はあります。

受けるほうというか、被害に遭われるほうも、やはり電話がかかってきて戸惑ってしまうというようなところがありますので、警察としては、一番は電話を受けさせない対策を今強力に進めているというようなところであります。

○松田三郎委員 報道なんかでいくと、海外を拠点にするとか、非常に大規模組織的で、その役割もきちっと決まって、中には、そこには、まあ被害者的とは言いませんが、ブラックバイトとか、非常に強制されるというような事案もあるようでございまして、そういう意味ではなかなか——さっきおっしゃった電話に出ないというのが一番でしょうけれども、防止する点が非常に皆さんも大変だと思うんですね。

攻めろとは言いませんけれども、犯罪を犯そうとする人間のほうが新しい形態とかいろいろ考えてくるんでしょうから、なかなか守る一方では皆さんも大変なんだろうと思っております。

ですから、遠慮なくですね、ここをこうすれば——予算を伴うことでも、さっき言いましたように、人をある程度増やせば何とかありますとか、社会でこういうふうに協力してもらえばもっと減りますとか、だんだんその機運は出てきたわけでしょうから、何かさらにもう一歩ですね。

例えば、これは通常の詐欺罪だけになるんですか、これを検挙しても。何か特別法があるとか、あるいはちょっと重い刑罰が科せられるとか、そういうのがあれば、やっぱり犯罪を犯す心理として、犯罪を犯してもよりデメリット、リスクが多いというときには、抑止、抑制されるというような話を聞いたことがありますけれども、通常の詐欺罪になるわけですね、これは。

○宮内警察本部長 電話で「お金」詐欺につ

きましても、やはり通常の詐欺罪で検挙するというのが普通でございますので、特別な法律などは今現在はないという現状でございます。通常、詐欺を適用して捜査をしているというところでございます。

電話で「お金」詐欺の捜査は、今先生からも御指摘がありましたように、海外もありますし、また、全国で——1つの犯人グループの被害者がいろんな県にいるという現状もございまして。

したがって、やっぱり全国の警察と連携をさらに強化していかなければいけないということで、今警察庁のほうでもそういう方針で、大都市にまとまった捜査班をつくって、そこを中心に全国の警察が連携をして捜査を進めていくということで今進めているところでございますので、県警察としまして、そういった県に警察官を派遣したりしまして、全国警察との連携を強化して、少しでも検挙できるようにということで努めているところでございます。

○松田三郎委員 警察、また近々異動もあるようでございますので、我々も、その予算の面でも協力しますので、まあ頑張ってくださいと言うのも変な話ですが、いろいろありましたら、また言っていただければと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかに。

○高島和男委員 今の電話で「お金」詐欺に関しての、関連でございますけれども、今、村上部長のほうからも電話を受けさせないというお言葉がありました。

私も高齢の両親がおりまして、近くにおるんですけども、とにかく我々のやり取りは今携帯でやっているんです。で、固定の電話、もうなるだけ出なすなよということを、おっしゃるように言っておるんですね。

で、この防犯機能付電話というのは、どういうのを指すのか。うちの両親のところについている電話は、プラスアルファでつけたのだらうと思うんですけども、相手方が出る前に、この電話は安全上録音されますとかというのが流れるというふうになっているんですが、具体的にこの防犯機能付電話というのはどういった電話なのかをちょっと教えてくださいませんか。

○村上生活安全部長 今委員が言われたように、この機能も、まず着信がありました、で、この電話にあっては、録音をさせていただきますというアナウンスがあるんですけども、オン、オフがあって、音量をオンにすると、着信を受けた側もその言葉が流れるのが分かるんですね。で、オフにすると、かけたほうはその音声流れますけれども、受けるほうは、その音声が終わるまではベルが鳴らない。そこで、かけた側が、そのアナウンスを受けて、これはいかぬと思って切る、そうすると、受ける側は、全くそこは分からず、その電話については認識ができないと、そこで被害を防止するというようなところですよ。

○高島和男委員 なるほど、よく分かりました。

先ほどの御説明によりますと、5,000円のギフトカードを配るというか、そういうふうな御説明だったと思うんですけども、この予算の金額でいきますと、大体何台ぐらいを想定されているのか。

そしてまた、今のようなお話の、まあ内容ですよ、先ほど松田委員もおっしゃったよ

うに、どちらかというと高齢者世帯が固定電話というのは据え付けていらっしゃるわけでしょうから、そういった御家庭に対する周知というか、どういうやり方をお考えになっているのか、2点お尋ねをいたします。

○村上生活安全部長 一応、この設置支援事業については、2,500万ということで、5,000台を予定しております。上限が5,000円であって、5,000円以下の電話機にあっては、1,000円で切っていくというふうな形になります。

ちょっと今補正の話の中でですけども、もう1つ事業を当初のほうで出ささせていただいている部分があるんですが、支援業務というまして、委員が言われたように、高齢者の方は、どうやって設置していいのか、どこに頼んでいいのか、これが分からないというようなところで、窓口をつくりまして、こういうふうにつけたいんですけどもというふうなところで要望があったら、支援員が出向いて説明して、機械の設置まで支援するというふうな事業を今回出させていただいています。

○高島和男委員 周知に関しては、それも含めてということ……。

○村上生活安全部長 含めてですね、周知も、それはCMだったり出して、今回のこの事業はやっていこうと思っていますし、これに、要望があれば、支援員が行って御説明して設置までするというふうな事業をやりたいと思っております。

○高島和男委員 じゃあ、今おっしゃったその支援の窓口、そして設置までするというのは、警察がなさるわけじゃないわけでしょう。どこかに、ここに書いてありますように、委託をします。そこは、どこがされるんですか。

○村上生活安全部長 それは、今から、予算を今回確保できたところで委託するというふうな形になります。

○高島和男委員 どういったところが、そういう手を挙げられる団体いうか、想定されるんですか。

○村上生活安全部長 それは、こういう犯罪の知識を有する、今まで経験をしたとか、そういう警察のOB的なものとか、そういうところを雇用できるような事業者を選択します。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○高島和男委員 続けていいですか、別件で。

○末松直洋委員長 はい。

○高島和男委員 別件でございまして、その上でございますけれども、留置管理費についてちょっとお尋ねしたいと思います。

増額ということで、これは留置者が増えたことによるということの御説明だったと思うんですけれども、あんまり喜ばしいことじゃないのかなと。

大体、通常ですと、年間このくらいかなという想定があるのかというのがまず1つと、それをどのくらいオーバーしたのか、そして、1日当たり、まあ朝昼晩の食事でしょうけれども、大体どのくらいのお値段なのかということを教えていただけますか。

○平山会計課長 留置人の推移につきましては、当初見込みでは2万4,200人で見込んでいたところ、実績としまして2万7,746人ということで、3,546人の見込みでのプラスと

いうことになります。

それと、食糧費の単価につきましては、1人当たり1日1,216円という数字になります。

それと、3,546人というのは延べ人数でございまして、1人食糧費でいきますと、1,216円が——すみません、延べ人数ということですね、これは。

以上でございます。

○高島和男委員 おっしゃるように、3,546人、延べ人数ということで行きますならば、犯罪が増えたから増えたということでは決してないということで理解しとっていいんでしょうか。

留置が長くなるというのは、取調べの期間が長くなって——すみません、素人ですからよく分からぬのですが、延べ人数が3,546人、長くなって食事の量が増えたのか、もしくは新たな犯罪が増えて食糧費も増えたのか、ちょっとそこいらを簡潔で結構です。

○平山会計課長 当初の見込みでは、先ほども申しました2万4,200人という数字だったんですけれども、これは数年間の平均を取った数字でございまして、最終的にその見込みよりも増加したということでございます。

留置人の推移については、ちょっと今手元にございませんので、後ほど御回答いたします。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○林刑事部長 補足で御説明申し上げますが、昨年1年間の県下全体での犯罪の認知件数でございしますが、6,174件と、前年に比べまして1,680件増加をしております。

ここ数年ずっと減少傾向を示していたのが、大幅に増加をしているところでありまして、それに伴いまして、検挙人員も2,340人

と、前年に比べ152人増加をしているところ
であります。

このような状況から、留置人の数も——私
も手元には数字を持ってきておりませんけれ
ども、ここ数年の平均からすると、少し増加
したというところはあるかと思います。補足
説明でございます。

以上でございます。

○高島和男委員 ありがとうございます。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

9 ページの警察活動費の中で、6 番の(2)
なんですけれども、交通関係許可等事務費と
いう中に自動車保管場所調査というのがある
んですけれども、今からまた転出、転入等が
増える時期に入ってきますけれども、自動車
の保管場所につきまして、転出を仮に役所等
に持っていかれたときに、ここまで同じよう
な手続の中で、車の保管場所も変わるという
か、手続ができるようなシステム、仕組みが
必要ではないかなと思っております。

実は、私、転居して熊本市内に移ったとき
に、車の登録はまたさせようと思ったところ
が、前の車がそのままになっていますという
ことで何回か指摘がありまして、廃車をして
いるにもかかわらず、前のその車がまだ登録
中ですということで、行ったり来たりして、
それをまた解除するのに相当な時間を要しま
したので、マイナンバー等出来ている時代で
はありますが、そこらあたりのリンクといい
ますか、手続等については、そういうふうな
方向性というのではないのでしょうか。お尋ね
でございますけれども。

○原田交通部長 現在のところ、転居をして
役場に手続に行って、そのまま自動車の保管
場所、住所が変わるというのはありません。
ただ、やっぱり保管場所を確認しないと、な

かなか車庫証明というのは出せませんので、
転居先に正しく自動車の保管場所があるかど
うかのやっぱり確認をしなければいけません
ので、どうしてもその確認をして、保管場
所そのものは国交省のほうで手続されますけ
れども、そっちのほうの手続とは別になって
いるのが現状であります。

以上です。

○本田雄三委員 今おっしゃっていただいた
とおり、そういう意味では、車を購入したと
きには登録をする場所があったんですけれど
も、移転とかいろいろしたときには、許可も
なしにそこに置いている車があるということ
につながると言うんですけれども、そこはい
かがなんでしょうか。

○原田交通部長 そこは、改めて移動した先
の保管場所手続に行って、そこに車庫がある
かの調査を行うという形に現在のところなっ
ております。

以上です。

○本田雄三委員 その行為に、言うならば義
務化といいますか、私も転出してそこに入っ
たときに保管場所の手続をしておりませんで
した。ですから、これは、転居、転出、いろ
いろするときに、そこまでのことをきちんと
やらないと、管理上違うところの保管場所の
ままになっている車があるのではないかなと
思ったものですから質問させていただいたと
ころですけれども、もうちょっと、何ていう
かな、役所の中での仕組みの中に、自動車の
保管場所についても行ってくださいとか、そ
ういうふうな協力要請も必要ではないかと思
いますけれども。

○原田交通部長 やはり転出、転入手続とい
うのが役場であります。自動車保管場所は警
察のほうで車庫証明等をいたしますけれど

も、どうしてもその部分については、今のところ、つながって手続をしたから保管場所も大丈夫だという手続はないですけども、それが将来的にできればもちろんいいです。で、そういったところも含めて、今後また参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○亀田英雄委員 すみません。先ほどの高島先生の関連なんですけれども、2ページです。

減少傾向にあったものが増えたという話だったんですけれども、その理由をどのように分析されていますか。あと、対策もあればお知らせいただければと思います。

○末松直洋委員長 犯罪のことですか。

○亀田英雄委員 そうです。

○村上生活安全部長 昨年、統計上一番認知件数が少ないというふうな件数で、5,000件を初めて切ったというふうな件数だったんですが、今年になって6,000件を超えたというふうなんですけれども、やはりコロナが5類になったというところで人流が増加したというところが一番要因ではないかと思っております。

これにあつては、やはり万引き、自転車盗が件数的に増加しておりますので、ここを中心として街頭犯罪というか、ここの抑止、駐輪場の監視とか、万引きにあつては、店舗に対する指導、また、パトロールというふうな形で犯罪の抑止を図っていきたいと思っております。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○亀田英雄委員 1ついいですか。

5ページなんですけれども、先生たちの給料が軒並み減っているような気がしたんですけども、当初の見込みより減ったという話なんですけれども、先生たちの給料だけが減っている理由をちょっとお知らせください。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

この教職員給につきましては、先ほどちょっと説明でも申し上げましたけれども、昨年1月1日現在の職員の数、これを基に算定をしまして、そして、4月以降、人事異動であるとか、その間にいろいろやったり、途中で辞められたり、逆に入ってこられる方もいますけれども、そういった異動が結構頻繁にありますので、そういったものをトータルした結果が、今回、例えば、小学校あるいは中学校あたりでは減ということになっております。

今委員御指摘のとおり、減についての一つの要因としましては、やはりこれは教員不足ということで、当初配置を予定していた数が配置できなかったというところも実際にはあるかと思えます。

ただ、これも年間を通じて見ますと、結構出入りがあつたりしますので、なかなか正確にこの動きを見込むことができないということもありますので、どうしても予算上当初予算と乖離が出てきてしまうということはございますけれども、要因としては、やはりちょっと教員不足ということで、想定した教員が配置できなかったことは、一つの原因として挙げられるかなというふうに思います。

以上でございます。

○亀田英雄委員 異動なら、こっちからあっちいっただけですから、こんなに減るのかなと思ったのでお尋ねしたことでした。

教員不足には鋭意取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

——なければ、以上で質疑を終了します。

次に、令和6年度当初予算等の議案等について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課から順次説明をお願いします。

○平山会計課長 会計課でございます。

議案第20号、令和6年度熊本県一般会計予算について御説明申し上げます。

資料の説明に先立ちまして、まず、今回の予算についての基本的な考え方について御説明いたします。

本県の治安情勢は、これまでの治安対策によって刑法犯認知件数が減少基調で推移してきたところですが、令和5年度は増加に転じております。

また、電話で「お金」詐欺被害の高止まり、匿名・流動型犯罪への対応、SNS等に起因するサイバー空間の脅威の深刻化、殺人、凶悪事件に発展するおそれのあるストーカーやDVなど人身安全関連事案への対応、高齢者による交通事故の多発や通学路の交通安全対策といった全国的な警察課題に加え、本県では、半導体関連企業の集積に伴う定住外国人の増加と交通渋滞対策などの問題もあり、様々に変容する治安情勢に的確に対応することで県民の安全、安心を確保する必要があります。

こういった情勢を踏まえまして、令和6年度は、喫緊の治安課題への対応のほか、先端技術の活用等による警察活動のさらなる高度化に必要な事業への重点化を図り、所要の予算を要望したところでございます。

それでは、具体的な予算の内容について御説明いたします。

お手元の警察本部の説明資料を御覧ください。

4ページをお願いします。

まず、上段の公安委員会費で1,194万3,000円をお願いしておりますが、これは、公安委員の報酬や活動旅費等の運営費でございます。

次に、下段に、警察本部費としまして332億1,294万8,000円をお願いしておりますが、資料右側の説明欄の主な項目について御説明いたします。

1の職員給与費288億360万2,000円は、職員の給料や諸手当で、2の退職手当15億3,356万7,000円は、定年や自己都合など、退職者に対して支給する経費でございます。

次に、3の警察一般管理費23億6,420万4,000円につきましては、(1)は、警察行政におけるデジタル化の推進や働きやすい職場環境の整備等による行政サービスの向上を図るための経費で、令和6年度は、パソコンの無線化等によりペーパーレスへの取組を加速させてまいります。

(2)から(4)までは、職員の赴任旅費や警察官の制服費、会計年度任用職員に要する経費でございます。

5ページをお願いします。

(5)から(7)までは、訴訟対応や業務管理、庁舎光熱水費等に要する経費でございます。

(8)から(11)までは、職員の福利厚生、警察情報ネットワークの管理運営、警察音楽隊などの各種広報活動、行政文書の管理等に要する経費でございます。

次に、4の児童手当5億1,157万5,000円

は、警察職員の子に対する支給見込額でございます。

次に、下段の装備費で5億3,658万5,000円をお願いしておりますが、これは、装備資機材の整備や、車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に要する経費でございます。

6ページをお願いします。

上段の警察施設費で22億6,814万9,000円をお願いしておりますが、これは、警察施設の整備や維持管理に要する経費でございます。

説明欄1の警察施設維持費11億4,510万3,000円は、警察本部庁舎や警察署など、警察施設の修繕、設備等の保守点検に要する経費でございます。

2の警察施設整備費では、11億2,304万6,000円をお願いしております。

(1)の多良木警察署整備事業は、多良木警察署庁舎建て替えのための用地取得に要する経費で、令和10年度末の完成を目指して整備を行うものでございます。

(2)は、老朽化の著しい熊本中央警察署花畑交番の現地建て替えに係る建設、解体に要する経費で、(3)から(5)までは、交番、駐在所等の整備や運転免許センターの設備更新、その他警察施設の整備、改修に要する経費でございます。

次に、中段の運転免許費で15億8,755万6,000円をお願いしております。

これは、自動車運転免許費の(1)から(3)までに記載のとおり、運転免許センターにおける免許試験業務に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費で1,772万1,000円をお願いしておりますが、これは、恩給法に基づき、昭和37年以前に退職した警察職員とその遺族に対して支給する恩給と扶助料でございます。

7ページをお願いします。

警察活動費で44億9,788万9,000円をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費として6億

2,160万5,000円をお願いしており、(1)から(4)までは、犯罪被害者等を支援するための経費、被留置者の食糧費など留置施設の運用に要する経費、犯罪捜査など警察活動に必要な旅費や備品整備に要する経費、柔道、剣道訓練など職員の能力向上に要する経費でございます。

次に、2の総合治安対策費で1億7,680万5,000円をお願いしております。

(1)は、電話で「お金」詐欺被害の根絶に向けた被害防止活動に要する経費でございます。令和5年中の被害件数が過去5年で最多となるなど、深刻な状況が続いております。そこで、令和6年度は、現在運用中の詐欺被害防止コールセンターや広報啓発活動を維持するとともに、新たに犯人との間で電話がつかないようにするための取組として、固定電話機への着信番号表示といった通信事業者のサービス利用のほか、通話録音機能を有する防犯機能付電話機の普及促進のため、その設置、設定を直接支援する活動を行ってまいります。

(2)の安全安心なまちづくりモデル事業は、玉名・荒尾地域をモデル地区として、通学路の見守り活動を実施するものです。

(3)は、外国人犯罪の取締りや来日外国人の安全対策として、外部通訳要員や多言語コールセンターの活用、部内通訳員の能力向上のため、ネイティブ講師による教養を実施するほか、TSMCの進出等に対応するため、北京語の語学研修をはじめ、ベトナム語の語学研修も継続して通訳人育成を図るなど、語学教養に取り組むものでございます。

(4)は、子供や高齢者を対象とした防犯、交通安全に関する声かけ訪問活動経費で、令和6年度は、見守り訪問隊として、特に子供の見守り活動の強化を図ることとしております。

そのほか、(5)は、大規模災害や各種テロなど、緊急事態の発生に備えた装備資機材の

整備に要する経費でございます。

8ページをお願いします。

3の生活安全警察運営費として、1億1,862万9,000円をお願いしております。

(1)は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた捜査員の能力向上、捜査資機材の整備に要する経費、(2)は、ストーカー行為やDVなど被害者の安全確保、ストーカー行為をした者を更生させるためのカウンセリング等に要する経費、(3)から(5)までは、防犯ボランティア団体等の活動支援、生活安全警察に係る許可等事務の業務委託、産業廃棄物の不法投棄など、環境事犯対策に要する経費でございます。

次に、4の地域警察運営費として3億3,572万8,000円をお願いしておりますが、(1)と(2)は、駐在所協力家族への報償費や山岳救助装備資機材の整備に要する経費、110番センターの運用に要する経費でございます。

9ページをお願いします。

5の刑事警察運営費として、6億1,394万3,000円をお願いしております。

(1)から(4)までは、重要凶悪事件等の捜査活動や暴力団など組織犯罪の壊滅に向けた検挙活動等に要する経費、取調べや犯罪捜査の適正化対策等に要する経費、犯罪鑑識に必要な資機材の整備や維持管理に要する経費、科学捜査研究所の鑑定用資機材の維持管理に要する経費でございます。

次に、6の交通警察運営費として、11億2,793万5,000円をお願いしております。

(1)から(2)までは、各種交通安全施策や交通指導取締り等に要する経費、信号機の電気料や回線使用料、交通安全管理者講習や交通関係許可等事務に要する経費でございます。

次に、7の交通安全施設費で15億324万4,000円をお願いしております。

熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議を踏まえ、安全で円滑な交通環

境を確立するため、道路の新設等に必要な信号機の新設、改良、道路標識の更新や道路標示の補修、老朽化した信号柱の更新等の整備を進めるほか、管制回線のデジタル化や信号灯器のLED化について、今後5か年計画で所要の整備を進めることとしております。

以上、警察費として、合計421億3,279万1,000円をお願いしております。

引き続き、10ページをお願いします。

災害復旧費でございます。

警察施設災害復旧費で407万8,000円をお願いしております。

これは、令和2年7月豪雨で被災した八代警察署坂本駐在所と同署川岳駐在所の統合建て替えのための設計委託に要する経費でございます。

ここまでする歳出予算に関わる説明でございまして、警察費と災害復旧費を合わせますと、警察本部の歳出予算総額は、421億3,686万9,000円となります。

11ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

警察関係業務としまして、6億3,663万円の設定をお願いしております。

これは、八代警察署の宿舍のほか、熊本南警察署や人吉警察署の各種改修工事について、工事完了まで相当な期間を要することから、設定をお願いするものでございます。

予算関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松見警務課長 警務課でございます。

第61号議案、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

関係資料は13ページから15ページまでありますが、14ページ、条例案の概要を御覧ください。

本件につきましては、警察職員の特殊勤務手当について、遠隔地水上警戒作業及び船舶

警ら等の作業に係る手当の額の見直しを行うものです。

遠隔地水上警戒作業に係る手当の額の見直しにつきましては、夜間における作業の危険性、困難性に鑑み、当該作業が夜間に及んだとき、または行われたときの手当の額を加算する改正を行うものです。

次に、船舶警ら等作業に係る手当の額の見直しにつきましては、他県との均衡を図るため、手当の額の増額をする改正を行うものです。

施行日につきましては、令和6年4月1日となっております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○内田首席監察官 監察課でございます。

報告第3号の専決処分について御報告させていただきます。

引き続き、説明資料の17ページを御覧ください。

令和5年8月及び11月に発生した本県警察職員が運転する公用車による2件の交通事故に関して、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしました。

事故の概要につきましては、資料18ページのとおりのとおり、駐車場から発進する際に、駐車中の相手方車両に衝突したものや後退する際に停車中の相手方車両に衝突したもので、いずれも県側に全過失が認められる交通事故であり、県側から資料のとおりの賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

なお、賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

2件の交通事故に関しましては、運転者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○末松直洋委員長 次に、教育委員会から順次説明をお願いします。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

お手元の説明資料、括弧書きで令和6年度当初予算等と記載してある資料を御覧ください。

教育委員会の令和6年度当初予算について、各課から主な事業を説明させていただきます。

2ページ上段をお願いします。

教育委員会費は、教育委員報酬及びその活動に要する経費でございます。

次に、下段の事務局費の右側1、事務局運営費等の(2)熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、県立学校における教職員や生徒が使用するパソコン等のリースやネットワークの保守管理等に要する経費でございます。

次に、(3)教育振興基本計画推進事業は、新たに策定する教育振興基本計画の推進及び次期計画の策定に要する経費でございます。

次に、(5)学校における働き方改革推進事業ですが、これは、教職員の働き方改革を推進するため、新たに取り組む民間コンサルタントによる学校の事務分析改善モデル構築等に要する経費でございます。

次に、(6)熊本県公立学校情報機器整備事業ですが、これは、熊本市を含む6市町に対する市町村立学校の1人1台端末更新に必要な経費の補助等でございます。

説明は以上でございます。

○鉦本学校人事課長 学校人事課です。

各事業の説明に先立ちまして、今回計上しております職員給与費について、各課に共通する事項ですので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

4ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側の1、職員給与費ですが、これは、令和6年1月1日現在の事務局職員に係る給与費から退職者分を除き、新規採用者や育児休業代替職員等の見込額を加えたものでございます。

以下、各学校の教職員給与費、文化課、施設課、体育保健課及び社会教育課の職員給与費につきましても同様ですので、各課からの説明は省略させていただきます。

次に、2、退職手当及び2段目の教職員人事費の右側の1、退職手当ですが、これは、教育委員会事務局職員及び教職員の退職手当でございます。

教職員人事費が前年度より大幅な増となっておりますが、これは、今年度から施行された定年引上げに伴い、来年度は退職者の増加が見込まれることによるものです。

次に、3、管理運営費の(5)教育サポート事業ですが、これは、教員の業務負担を軽減するため、教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の配置に要する経費でございます。

次に、(6)就学支援金交付等事業ですが、これは、公立高校の生徒に係る経済的負担の軽減を図るために行う就学支援金の支給等の経費でございます。

就学支援金の対象者数については、在籍生徒数に過去の受給者率等を乗じて積算しております。

5ページをお願いします。

1段目、5、公立学校教員採用選考審査事務費ですが、これは、公立学校の教員採用選考審査の実施に伴う問題作成外部委託等に係る事務費及び教員不足の早期解消を図るため、教員の魅力を発信する広報活動等に要する経費でございます。

6ページをお願いします。

1段目の教職員費から7ページの特別支援学校費ですが、いずれも各校種の教職員給与費、旅費及び光熱水費等の学校運営に要する

経費等でございます。

また、7ページの特別支援学校費の右側の3、就学奨励費ですが、これは、特別支援学校における児童生徒の学用品の購入等の支援に要する経費でございます。

学校人事課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

8ページをお願いします。

文化費の右側の2、文化振興費の(2)美術館分館管理運営費ですが、これは、美術館分館の指定管理及び保全計画に基づく工事に要する経費でございます。

次に、3、文化財調査費の(2)埋蔵文化財発掘調査(受託)分ですが、これは、国の中九州横断道路建設事業に伴います発掘調査の受託に要する経費でございます。

次に、4、文化財保存管理費の(1)文化財保存事業ですが、これは、国・県指定文化財の保存整備、防災対策を行う市町村等に対する助成でございます。

9ページをお願いします。

(2)文化財収蔵庫管理ですが、これは、文化財資料室の管理運営及び照明改修工事に要する経費でございます。

次に、(4)装飾古墳館関係経費、(5)鞠智城関係経費及び2段目美術館費、右側の2、(1)管理運営費でございますが、これらは、装飾古墳館、鞠智城跡及び美術館本館の管理運営に要する経費でございます。

次に、美術館費の右側4、(1)展覧会事業費ですが、これは、美術館主催及び共催の展覧会の開催に要する経費でございます。

次に、5、美術館施設整備費の(1)県立美術館本館改修整備事業は、美術館本館の施設の保全工事に要する経費でございます。

10ページをお願いします。

6、永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業は、永青文庫所蔵美術品等の展示及び調査研究に要する経費で

ございます。

2段目、教育施設災害復旧費の右側1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業及び(2)文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)分は、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨で被災した熊本城や人吉城跡等の国・県指定文化財等の復旧に要する経費でございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

11ページをお願いいたします。

1段目の事務局費の右側の1、公立学校建設指導監督事務費の(1)公立文教施設整備事業指導事務費ですが、これは、市町村立学校施設の指導、調査、検査等に要する経費を計上するものでございます。

次に、2段目の全日制高等学校管理費の右側1、県立学校施設維持費の(1)高等学校施設維持管理費ですが、これは、県立高等学校施設設備の法定検査など、維持管理費に要する経費を計上するものでございます。

次に、3段目の学校建設費の右側1、県立高等学校施設整備費の(1)校舎新・増改築事業ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築工事に要する経費を計上するものでございます。

また、(2)県立高等学校施設整備事業ですが、これは、小川工業高校長寿命化改修工事ほか33件に要する経費を計上するものでございます。

次に、4段目の特別支援学校費の右側の1、施設整備費の(2)特別支援学校施設整備事業ですが、これは、天草支援学校長寿命化改修工事のほか9件に要する経費を計上するものでございます。

また、(3)特別支援教育環境整備事業ですが、これは、菊池支援学校高等部移転工事ほか2件に要する経費を計上するものでございます。

12ページをお願いいたします。

2段目の教育施設災害復旧費の右側の1、教育施設災害復旧費の(1)公立文教施設災害復旧指導監督事務費ですが、これは、被災した公立学校施設の復旧事業を行う市町村に対する指導監督に要する経費を計上するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○坂本高校教育課審議員 高校教育課でございます。

13ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側の1、事務局運営費等の(2)県立高校魅力化きらめきプランですが、これは、熊本スーパーハイスクール構想に基づく県指定校事業やその情報発信、また、国際バカロレア認定に向けた準備など、県立高校の特色化、魅力化の推進等に要する経費でございます。

次に、2段目の教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(1)通学支援事業ですが、これは、高校の再編統合に伴い、通学支援を実施している県立高校の保護者団体への補助等に要する経費でございます。

次に、(2)高等学校等通学支援事業(7月豪雨対応分)ですが、これは、令和2年7月豪雨により通学困難となった生徒の通学支援に要する経費でございます。

次に、14ページをお願いします。

右側の(6)熊本版COREハイスクール・ネットワーク事業ですが、これは、新規事業で、中山間地域等の小規模校と都市部の大規模校との連携による教育課程の共通化やICTを活用した遠隔授業のさらなる拡充に要する経費でございます。

次に、(7)県立高校キャリア教育充実事業ですが、これは、新規事業で、インターシップや産業実務家教員による授業など、地域産業等と連携した教育活動によるキャリア教育充実に要する経費でございます。

次に、(8)県立高校寄宿舎管理人配置事業ですが、これは、新規事業で、県立高校の9つの寄宿舎を運営するために必要な管理人の配置に要する経費でございます。

次に、15ページをお願いします。

1段目の右側の4、高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、これは、経済的理由により就学困難な公立高等学校の高校生に対する教科書費等の授業料以外の教育費負担を軽減するために行う給付金の支給に要する経費でございます。

次に、5、産業教育設備費の(1)高等学校産業教育設備整備費ですが、これは、県立の専門高校における産業教育の実験実習に必要な設備整備等に要する経費でございます。

2段目の学校建設費の右側の1、県立高等学校施設整備費の(1)高森高校環境整備事業ですが、これは、高森高校のマンガ学科設置に伴う実習室の整備等に要する経費でございます。

3段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金の右側の1、県立高等学校実習資金特別会計繰出金の(1)県立高等学校実習資金特会計繰出金ですが、これは、県立高等学校実習資金特別会計への繰出金でございます。

次に、16ページをお願いします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

1段目の農業高等学校費の右側の1、農業高等学校実習費の(2)農業高等学校費(経常)ですが、これは、農業関係高校における実習の運営に要する経費でございます。

2段目の水産高等学校費の1、水産高等学校実習費の(3)水産高等学校費(臨時)ですが、これは、水産高校における実習船の点検等整備に要する経費でございます。

17ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

右側の1、貸付金の(1)育英資金貸付金(大

学貸与・修学貸与・緊急貸与)は、高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費でございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

18ページをお願いします。

1段目の教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(1)医療的ケア児等支援事業ですが、これは、県立特別支援学校12校及び県立高等学校2校の児童生徒に対する医療的ケアに要する経費でございます。

次に、(2)多様な学びの場整備事業ですが、これは、特別な教育的支援を必要としている子供たちの就学支援について、モデル地域を指定してより適切な学びの場を選択するための仕組みづくり及び通常学級や特別支援学級で学ぶ場合の適切な支援体制の構築等に要する経費でございます。

次に、(5)発達障がい等支援事業ですが、これは、発達障害等のある生徒を支援する特別支援教育支援員の配置に要する人件費等の経費でございます。

2段目の特別支援学校費の右側の1、学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費ですが、これは、新設校3校及び移転する球磨支援学校の運営に要する経費でございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

19ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側1、児童生徒の健全育成費の(3)スクールカウンセラー活用事業及び(4)スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、これは、いじめ、不登校、地震、豪雨災害等へ対応するためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費でございます。

2段目の保健体育総務費の右側1、学校保健給食振興費の(1)日本スポーツ振興センター事業でございますが、これは、学校管理下における災害共済給付に要する経費でございます。

次に、(2)防災教育推進事業ですが、これは、防災教育の推進及び学校防災体制の充実に要する経費でございます。

学校安全・安心推進課の説明は以上でございます。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の20ページをお願いいたします。

1段目の保健体育総務費の右側の2、学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断でございますが、これは、県立学校の児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費でございます。

次に、(2)学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の設置でございますが、これは、県立学校の児童生徒等の健康保持増進のための学校医等の設置に要する経費でございます。

2段目の体育振興費の右側の1、学校体育振興費の(1)部活動指導員配置事業でございますが、これは、県立学校や公立中学校の運動部活動指導員の配置に要する経費を計上するものでございます。

次に、2、社会体育振興費の(1)国民スポーツ大会でございますが、これは、国民スポーツ大会への県選手団の派遣に要する経費でございます。

次に、(2)競技スポーツ振興事業でございますが、これは、競技力向上の取組等に対する各競技団体等への助成に要する経費を計上するものでございます。

次に、(3)くまもとワールドアスリート事業でございますが、これは、国際大会で活躍する次世代のアスリートの育成、強化に要する経費を計上したものでございます。

21ページをよろしく申し上げます。

体育施設費の右側の1、県営体育施設管理費でございますが、これは、県民総合運動公園や県立総合体育館などの県営体育施設の指定管理に要する経費を計上するものでございます。

次に、2、県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業でございますが、これは、藤崎台県営野球場照明設備の改修等に要する経費を計上したものでございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

22ページをお願いします。

教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(3)夜間中学整備事業ですが、これは、今年4月に開校いたします県立ゆうあい中学校の開校初年度の運営に要する経費でございます。

次に、2、学校教育指導費の(1)学力向上対策事業ですが、これは、本県の子供たちの学力向上の推進、教師の指導力向上のための研修や県学力・学習状況調査の実施に要する経費でございます。

次に、(7)海外留学促進事業ですが、これは、米国の州立モンタナ大学への高校生の短期派遣等に要する経費でございます。

次に、(8)ALT活用促進事業ですが、これは、生徒の英語運用能力の向上など、英語教育の充実のためのALT(外国語指導助手)の配置、活用に要する経費でございます。

次に、(10)日本語指導推進事業ですが、これは、日本語指導を担う人材の育成等の体制充実に要する経費並びにTSMC受入れ拠点校へ通訳及び日本語指導員等を派遣する市町村への助成でございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

24ページをお願いします。

社会教育総務費、右側の2、地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「親の学び」推進事業ですが、これは、保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費を計上するものでございます。

次に、3、社会教育諸費の(2)地域人権教育指導員設置費補助ですが、これは、地域において人権教育を推進する地域人権教育指導員を設置する市町村に対する助成でございます。

次に、(4)青少年教育施設管理運営費ですが、これは、県立天草青年の家など4つの青少年教育施設の指定管理に要する経費及び保全計画に基づく工事に要する経費を計上するものでございます。

次に、(5)地域学校協働活動推進事業ですが、地域と学校の連携、協働を推進するための取組を行う市町村に対する助成でございます。

次に、25ページをお願いします。

図書館費、右側の2、管理運営費の(1)管理運営費ですが、県立図書館の管理運営に要する経費を計上するものでございます。

次に、3、事業費の(3)新しい生活様式に対応した県市等連携事業は、熊本市立図書館等と連携した図書の貸出し、返却システムの運用に要する経費を計上するものでございます。

次に、(5)こども本の森熊本の運営及び充実ですが、これは、こども本の森の資料の充実や施設の管理運営に要する経費でございます。

社会教育課の説明は以上でございます。

○柳田人権同和教育課長 人権同和教育課です。

26ページをお願いします。

1段目、教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(2)各種人権教育研修事業ですが、

これは、教職員の様々な人権問題についての基本的認識を深め、指導力の向上を図るための研修に要する経費を計上するものでございます。

2段目、教育振興費の右側の1、高等学校等進学奨励費の(1)地域改善対策高等学校等進学奨励事業ですが、これは、地域改善対策高等学校等奨学資金の返還事務に要する経費及び国へ返還する返納金を計上するものでございます。

3段目、社会教育総務費の右側の1、人権教育振興費の(2)熊本県子ども人権フェスティバル事業ですが、これは、熊本県人権子ども集会の運営に要する経費を計上するものでございます。

人権同和教育課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

27ページ上段をお願いします。

債務負担行為設定です。

1段目の県立美術館分館改修事業ですが、これは、県立美術館分館の改修に係る設計期間を令和7年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2段目の永青文庫推進事業ですが、これは、美術品修復に係る期間を令和7年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 同じく、27ページ下段をお願いいたします。

1段目の熊本工業高校実習棟改築工事ですが、これは、実習棟改築工事の工期を令和7年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2段目の県立高等学校仮設校舎賃借ですが、令和5年度当初予算において、玉名高校の仮設校舎の賃借料として債務負担行為

を設定しましたが、今回、一部仕様の変更に
に伴い、令和7年度以降の賃借料を変更する必
要があるため、改めて令和7年度から令和10
年度までの債務負担行為を設定するもので
ございます。

次に、3段目の県立高等学校空調設備整備
事業及び28ページをお願いいたします。1段
目の済々黌高校整備事業、2段目の玉名高校
整備事業、3段目の小川工業高校整備事業で
すが、これは、各学校の長寿命化改修関連工
事に係る工期を令和7年度まで確保する必要
があるため、債務負担行為を設定するもので
ございます。

施設課の説明は以上です。

○坂本高校教育課審議員 高校教育課です。
28ページ中段をお願いします。

1段目の高森高校実習棟等改築工事です
が、これは、高森高校実習棟等改築工事につ
いて、工期を令和7年度まで確保する必要が
あるため、債務負担行為を設定するもので
ございます。

28ページ下段をお願いします。

こちら、特別会計の債務負担行為の設定に
ついて御説明いたします。

事務機器等賃借ですが、これは、育英資金
管理システム用サーバー機器等リースで、リ
ース期間が年度をまたぐため、債務負担行為
を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○奥園体育保健課長 体育保健課でござい
ます。

資料の29ページをお願いいたします。

県立総合体育館改修整備事業でございま
すが、これは、県立総合体育館の音響設備を改
修する工事であり、工事期間を令和7年度ま
で確保する必要があるため、債務負担行為を
設定するものでございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○柳田人権同和教育課長 人権同和教育課で
す。

30ページをお願いします。

第75号議案として、権利の放棄について提
案しております。

これは、地域改善対策高等学校等奨学資金
貸与金債権のうち、今後回収の見込みがない
案件について、地方自治法第96条第1項の規
定による権利の放棄の議決をお願いするもの
でございます。

放棄する理由につきましては、31ページを
御覧ください。

貸与の相手の破産法による免責許可決定確
定により、これ以上の貸与金の回収の見込み
がないと判断し、権利の放棄の議決をお願い
するものでございます。

人権同和教育課の説明は以上です。

○末松直洋委員長 以上で令和6年度当初予
算等の議案等に係る執行部の説明が終わりま
したので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、そ
の後、教育委員会に係る質疑を受けたいと思
います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番
号、担当課と事業名を述べてからお願いしま
す。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、
着座のまま説明をしてください。

それでは、警察本部に係る質疑はありませ
んか。

○松田三郎委員 お昼頃ですので、あんまり
ですね、簡潔にお伺いします。

質問の前に、すみません。多良木警察署の
改修、長年要望いたしておりまして、やっ
とかという気分でもありますので、どうぞよ
ろしくお願いします。

質問は——質問というか、やや要望に近い

んですけども、9ページの一番下、7番です。交通安全施設費。

これは、各地域、各市町村からも多く御要望があっているんだと思います。私も、以前教育警察委員会のときに若干お尋ねをしましたけれども、予算の中で、地域の御要望は恐らく多くは信号の新設が多いと思いますけれども、標識でありますとか老朽化したものを更新するというので、なかなか要望があっても、道路が新設されたところは、規模によっては、延長によっては必置でつけなければならないとかいろいろ事情があるので、丸々信号には使えないというところもあるんだろーと思います。大体どうですか、通常の要望の流れというのは、地域から市町村を經由して各地元の警察署から交通規制課に来るといーう流れが一番多いんですかね。

○山浦交通規制課長 今委員が言われましたように、警察署を通じて上がってくるというのが一番多いでございます。

○松田三郎委員 警察署によっては、そこで、ああ、これは難しかですばいと断られることもあると聞きますので、できるだけ、まあ交通量とかいろいろな、何ですか、安全かつ円滑にですね、設置に関してはというのがあるので、なかなか要望されてもこれは難しいなというのが実際、特に郡部というのは、熊本市以外は多いとは思いますが、できるだけ――足らぬならまた補正で言うていただければ、今日、これは骨格だから、まあ骨格でも大体例年どおりだと思いますので、ぜひ、田舎のほうはなかなか優先順位が上がりますので、何かの工夫をしていただいて、できるだけ多くの要望を実現して、信号設置についてね、と要望しておきます。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○高島和男委員 8ページです。

警察費の警察活動費の4番目の地域警察運営費の(2)でございますけれども、迅速にとなっていることについて、この中に、一般質問でも取り上げられた例の110番の際のスマートフォン、何ていいますか、すぐ連絡がいくというか、映像システム、これは含まれているんでしょうか。

○村上生活安全部長 これも含まれていると思いますが、もう一回再度確認してまた御報告いたします。

○高島和男委員 私も質問を聞きながら、答弁ももちろんですけども、非常にいいシステムだなと思ひまして、まさに迅速な犯罪の解決にも必ずこれはつながるんだろーと思うんですけども、これは一般の県民の皆さん方に広く知らしめていくわけでしょう、このシステム自体は。それはどうなんでしょう。

○村上生活安全部長 当然、有効な手段として御協力いただきますので、そこは周知をしていきたいと思っております。

○高島和男委員 まだ周知は始まっていない、これからということで理解していいんでしょうか。

○村上生活安全部長 周知は始めているんですが、まだまだ浸透していないところがあるところです。

○高島和男委員 繰り返しですけども、やっぱりこれは、交通トラブルの解消なんかに非常に役立つシステムだと思いますので、ぜひ広く多くの県民の皆さん方に早めにお知

らせしていただくように、よろしくお願いしたいと思います。

要望です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。

○亀田英雄委員 冒頭の本部長の説明の総括の中であつたんですけれども、令和6年度の取組というところで、防犯機能の電話機の話は先ほど出たんですけれども、あと警察業務におけるドローンの活用や運転免許証とマイナンバーカードの一体化、警察行政手続のデジタル化に向けた施策ということで挙げられておりますが、もう少し具体的な説明をいただきたいのと、予算を見ているんですけれども、ちょっとどのくらい予算をかけられるのか分からないものですから、ちょっとその予算の程度もお示しいただければと思います。

○原田交通部長 ドローンの活用につきましては、交通事故現場でドローンを上げて、交通事故現場の実況見分の図面あたりをドローンで撮影して作成しようというものでございます。

予算の総額につきましては、715万6,000円、6年度は予定しております。

○亀田英雄委員 あと、運転免許証とかマイナンバーとかの取組とか説明いただけますか。

○飯塚運手免許センター長 運転免許センターです。

マイナンバーと運転免許証の一体化につきましては、令和6年度末をめどに準備を進めております。そのための機械とか、そういったところを今整備しているところであります。

○末松直洋委員長 亀田委員、よろしいですか。

○亀田英雄委員 はい、結構です。ありがとうございました。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 先ほど、私、補正予算のときに当初予算の質問してしまいまして、大変失礼しました。原田部長、ありがとうございました、お答えいただきまして。すみません。

ページ数で9ページの刑事警察運営費の中の(1)ですけれども、これは質問というよりかお尋ねですけれども、暴力団の壊滅等の動きがまだありますけれども、団体等でまだ——明確に県のほうで押さえておられる部分というのは、明確にお示しいただける数値があるのでしょうか。

○林刑事部長 何月末かということ、少し資料を持ってきておりませんので、明確に申し上げられませんが、現在、県内で暴力団として認定している組織が19組織、構成員等として約350人を警察のほうでは把握しているところでございます。

○本田雄三委員 まだ19もあるんですね。はい、ありがとうございました。参考にさせていただきます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、警察本部の質疑を終わりたいと思います。

次に、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○城戸淳委員 18ページですね。

一般質問をさせていただいたんですけれども、3つ目の取組として、誰一人取り残さない学びの場の整備と、そして一人一人に寄り添った特別支援教育の充実ということを冒頭教育長のほうが言われまして、この(2)番の多様な学びの場整備事業の221万8,000円ですかね、これに関しての——もともと、多分文科省あたりが共生社会でインクルーシブ教育システムというのを今推進をされていると。その中でも、多様な学びの場としては、通常の学級、それと特別支援学級、そして特別支援学校の恐らく環境整備ということを図っていくということを文科省が言われた中で、これに基づいて、恐らく県のほうもこういう学び場事業を、こういうことをされていると思うんですよ。

その中で一番大事なのは、私は、やっぱり教員の専門性向上に対することが一番これは問題なのかなということをおっしゃっていただけたんですけども、その中で、今回の予算もありますけれども、どのようなことを行うのかですね、その向上教育の、先生の向上のために。その辺をちょっと詳しく聞かせていただければなと思いますけれども。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

教員の指導力向上につきましては、本当に御指摘のとおり、非常に大きな課題であります。

特別支援教育に関わる者たち、教員たちですね、特別支援学級に対しては、指導力向上研修ということで、4年間で1,200人の全員悉皆研修を予定して今進めているところでございます。

また、特別支援学校につきましては、それぞれの学校で、スキルアップ研修ということで各学校で実施をする形。来年度の専門性向上に関しましては、通常の学級の担任に対し

ての特別支援教育の指導力向上を図るための研修を計画しているところでございます。

以上でございます。

○城戸淳委員 保護者の方は、やはり専門性が高い先生に教えていただきたいという部分ですが、結構要望が強いと思うんですよ。そういう中で、この事業としては、まずは先生をレベルアップといいましょうか、専門性を向上させるというのが非常に重要でありますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それと、次の(3)番ですが、特別支援教育充実の事業ということで693万、これも計上をされておりますけれども、これはどのようなことがこの予算の中に入っておりますかね。ちょっとその辺の内容を詳しく教えていただけないかな。

○松本特別支援教育課長 この特別支援教育充実事業につきましては、これが先ほど申し上げました専門性向上でありますとか、それから教育課程の充実あるいはその職業教育の充実とその他の特別支援教育そのものの充実を図るための事業費でございます。

○城戸淳委員 分かりました。

それで、これもまた文科省の見解としましては、特別支援学校のセンター的機能の一層の活用をということを言われておる中で、支援センターの機能を果たすためには、地域内でアクセスがいい場所に今後設置するというのを国は掲げているんですね。

私が一般質問した中では、今支援学校が荒玉の中では荒尾にありますよと、ただ、センター機能を有していろんな研修もするためには、アクセスがいいところがいいということも掲げておりますので、私、一般質問しましたけれども、玉名の分校もその一つとしてセンター機能を発揮するためには、やはり端よ

りは手前も必要に活用するような形が非常に重要ではないかなという、国の指針もそういう形で言われておりますので、その辺をどがん考えているのかなという部分をちょっとお聞きしたいなと思いますけれども。

○松本特別支援教育課長 特別支援学校のセンター的機能につきましては、今委員御指摘のとおり、それぞれの全ての特別支援学校が担当区域を持って、小中学校、高等学校の支援に当たらせていただいているところでございます。

今御指摘のありました玉名市につきましては、荒尾支援学校のほうからさせていただいておりますけれども、この事業費としまして、特別支援教育総合推進事業というところ、ここがセンター的機能のための事業費でございますけれども、地域ごとの会議に参加したりと、そういう形の事業を進めていきながら、センター的機能につきましては、引き続き、各学校での充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○城戸淳委員 ありがとうございます。

まず、冒頭に教育長が、一人一人に寄り添った特別支援ということで言われておりますので、その辺もいろいろ計画をされて、もともと蒲島知事が、一人も取り残さないというのが熊本の一番の強みですので、そこを、この支援のニーズを踏まえて、ぜひまた検討をいろいろお願いしたいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○高島和男委員 5ページで、学校人事課にお尋ねをしたいと思います。

教職員人事費でございます。

教員不足解消緊急対策事業ということで、

教員不足に対してこういう事業をやると。非常に、教員不足も長年言われておるゆゆしき問題だと思っておりますけれども、もちろんこれは新規事業じゃないわけでしょうから、いつから始まって、もう何年取り組まれていたのか。そして、この間の成果というか、こういうふうになったというような成果があれば教えていただきたいと思います。

○鉦本学校人事課長 学校人事課でございます。

この教員不足に係る、まず予算面で事業化しましたのは、実は昨年度から緊急対策事業として予算化しております。ただ、教員不足そのものは、以前からやはり生じてはおりましてけれども、昨年予算化いたしまして、よりその辺り戦略的に、また計画的にやっっているということで予算立てをしているところでございます。

これについての成果ですけれども、やっぱり不足数の減少というこの数値面では、なかなか数的にこれだけ減りましたという部分がまだ大きな成果としては出ていないというのが現状なんですけれども、1つ成果として申し上げますと、この対策事業の中で——これは昨年度からやっているんですけれども、いわゆるペーパーティーチャー講習会といいまして、教員免許を持っておられるけれども今教職に就いていない方、そういった方を掘り起こすといった事業を昨年度から実施いたしました。

これは、実は、昨年度約178名の方に講習いただいて、今年4月に、そのうち18名の方が実際教壇に立っていただくというような成果が出ているところでございます。

この講習会につきましては、今年度も既に2回やっておりまして、実は3回目を今週末土曜日にまた実施をする予定といたしております。

そういった形で、一つは、今埋もれている

といいますか、実際免許持っているけどまだ教職に就いておられない方を発掘して御活躍いただくというような取組、こういったものは引き続きやっていきたいなというふうに思っております。

それ以外にも様々な取組をやっていきますけれども、できることはもう全てやっていくといったところで、この教員不足に向けて今後も取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○高島和男委員 ペーパーの皆さん方の講習会というのはよく分かりました。

それだけ講習の参加人数があって、それでも18名だったと。その差ですね。じゃあ、何でやっぱり教壇に立とうと、やっぱりやめようという、そのやめようという人たちのお気持ちは何なのかというのをやっぱり吸い上げる、取り上げるということは大事なことでないかなと思いますので、そこをぜひお願いしたいというのが1つと、魅力を発信するのも大事なんですけども、今のお話のように、じゃあ、なぜ立たないのか、教壇に。そこに至るマイナスの要素というか、不安に思っていること、そこをやっぱり解消する、取り除くということがより大事なんじゃないかなと思いますので、魅力を発信することも大事なんですが、不安要素をこうやって取り除いていきます、いくんだという覚悟も、ぜひ発信していただきたいと思います。

要望です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 関連でいいですか。

今のに関連しまして、いわゆる教員不足というのを、教育委員会もここ数年大分力を入れていただいておりますし、この委員会でも、今年度特に、いろいろな形から議論して

きたんだと思っております。

考えてみれば、新規の採用の数には、全体の数の上限があるとはいえ、新しい人にいろいろ希望に満ちて採用試験を受けていただく、で、採用する。これは学校人事課長になると思いますが、場合によっては教育長かもしれないですが、今現役の先生方は、我々が思う以上に、非常にメンタルの疾患で現場をまあ短期か長期か離れていると。それが数にどのように影響するかは分かりませんが、今いらっしゃる方は、辞めてもらわないようにという、いろいろな、まあ減らない、増える工夫はここ数年やってこられたんだと思います。

そこで、一つ質問は、例えば、知事部局の方に——定年が延長して61歳になると、それからずっと65歳まで上がっていくんでしょうけれども、知事部局の方々に定年までいらっしゃいますかと聞くと、いやいや、大体もう60で辞めるんでしょうなど。何でですかと聞くと、ここでも1回議論になったように、役職もその前から停止をして、さらには給料も6割、7割ぐらいに最後のよりも下がるというのがよく聞く理由のようでございます。

一方、学校の先生の場合は、状況が多少違って、同じ公務員でもですね。例えば校長先生なら、この前ここで聞きましたけれども、校長先生がじゃあ60を超えて希望した場合は、まあ普通のというか、教諭というか教員になる。じゃあ、教諭の先生はといったら、そのままなんでしょうけれども。だから、そういう意味では、状況は違うとはいえ、60までよりも61、62と延長になっても同じ現場に立ち続けたいと思う人は、給料の面をあまり考えないならできやすいのかなと思いますけれども、大体もう異動の時期でもありますので、60で辞める人、61まで定年でいれるけれども、60で辞める人というのが、ざっくりした話で何%というか、何割ぐらいの

方というのは、今数字は分かりますか。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

今年度から定年引上げということで、実際には、今年60になる人は61に定年なるんですが、今年度末で60を迎える方、これが教職員全体で358人いらっしゃいます。その中で——まだ今ちょっと数、ちょっと動きもありますけれども、今のところ、そのうち退職される方が122名ということで、およそ3割ちょっとということで、その数が60で辞められる。逆に言うと、7割近くの方は、引き続き残っていただけるということでございます。

これにつきましては、昨年度、この予算を編成するときも、大体辞められる方は3割ということで見込んでおりましたので、大体見込みに近い形の数が残っていただくというようなことだというふうに考えておまして、ですので、今後も引き続きこれぐらいの率といたしますか、なるだけ定年までしっかりと御勤務いただくというような形で、今後も働きかけはやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○松田三郎委員 7割のほうが残られるということですね。

給与の体系、教育現場の場合はよく分かりませんが、それはやっぱりあれですか、60以上になるとかなり下がるというのは一緒ですか。

○鉾本学校人事課長 これは、給与水準として、やっぱり7割の水準になるということとは、これも知事部局も同じですけども、そのような給与体系になっております。

○松田三郎委員 しつこいですけれども、じゃあ60から61が7割ぐらいになると。これ

が、将来65歳まで定年が延長された場合は、それがずっと5年間続くということですかね。

○鉾本学校人事課長 そのとおりでございます。7割水準が続くということです。

○松田三郎委員 最後ですけども、それはどこのレベルで決まる。法律なんですか、条例なんですか。それとも、何というかな、教育委員会なり県の規則とかなんとかという……。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

県の教職員の給与につきましては、これは条例に基づいて支給されるということでございますので、この基本の7割というのは条例に基づいてということになりますけれども、これは、もともと国家公務員の給与水準といえますか、そこの仕組み、そこを参考にといいますか、国のほうでも7割ということになっておりますので、それと同様の水準ということで、条例のほうで7割の支給ということで規定されているところでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

7割というのは意外に多いなど、私の予想よりもでしたので、さっき言いましたように、給与の処遇、待遇の面はあろうかと思いますが、おっしゃるように、できるだけあんまりこう、何ですかね、ちょっと表現は難しゅうございますが、高齢な先生がずっと現場にいらっしゃるというのも、まあちょっと若い人の採用の数が少なくなってくる可能性もゼロじゃないんでしょうけれども、やっぱり実績のある先生がそのまま残っていただくということならば、新規の採用が一挙に増やせないということになるわけですね。ある意味での即戦力そのものは残っていただけるとい

うならば、多少この教員不足の解消にもつながるのかなと思いましたので、場合によっては、これが下がってくるようだったら、国の法律なり、国家公務員法なりを変えて、あんまりこの給与を下げるようだったらちょっと残りにくいという、もしそういうのが主な要因ということになるならば、そういうことも考えなければならぬかなと思いましたので、参考になりました。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○亀田英雄委員 今年から夜間中学とこども本の森に新しい事業として取り組まれ、22ページと25ページにそれぞれ事業費が計上されているわけなんですけれども、その内訳についてお知らせください。数とか配置とか。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

そちらのほうに記載しております、こちら運営費のほうでございます。要は、その運営に必要な経費、事業費であったり、または役務費でございましたり、また備品等の費用であったり、そのようなものの合計、また教材費等々、それがそのような額になっております。

以上でございます。

○福永社会教育課長 社会教育課でございます。

こども本の森につきましては、25ページに4,600万の当初予算を計上しておりますけれども、その内訳としては、サポートいただく会計年度任用職員の方について1,900万円、あと施設の管理運営費について600万円、あと広報委託等が400万円、こういう形

で取り組んでおりまして、引き続き、来年度もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○亀田英雄委員 ゆうあい中学校のほうには、人員の配置とか、まだそれは出ていないんですか。

○藤岡義務教育課長 人員の配置につきましては、所管のほうが学校人事課のほうになりますけれども、今最終的な調整等が行われている状況でございます。

○亀田英雄委員 はい、分かりました。

新しい事業ですので、いろんな苦勞もあるかと思いますが、どうぞ頑張ってやってください。

○藤岡義務教育課長 すみません。今教職員の話をさせていただきましたけれども、この予算の中には、いわゆる学生を対象とするボランティアを、これから学生さんを対象に呼びかけていく予定でございますけれども、それに要する経費も入れているところでございます。

○亀田英雄委員 分かりました。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第9号、第20号、第24号、第28号、第60号、第61号及び第75号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他報告事項に入ります。

執行部から、報告の申出が3件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○高木生活安全企画課長 生活安全企画課です。

私からは、熊本県手数料条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

説明資料、その他報告関係の1ページを御覧ください。

本件は、総務常任委員会の付託議案として御審議いただいておりますが、その一部が県警察に関することであることから御報告いたします。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、銃砲関係の受講手数料が改定され、また、警備業法、探偵業法の一部改正により警備業の認定証や探偵業の届出証明書の交付義務が廃止されることに伴い、同事務に関する手数料の削除が必要なことから、熊本県手数料条例において、手数料の改定及び削除する規定を整備するものでございます。

額を改定する手数料は、資料の3、内容に

記載しております(1)の猟銃操作射撃技能講習受講手数料で、1万2,700円から1万4,000円に改定されます。

削除する手数料は、(2)のアからオの警備業認定証再交付申請手数料など5つの規定になります。

(3)の所要の規定の整理を行うものは、資料2ページに記載のとおり、認定証の廃止により、熊本県手数料条例第2条第1項第572号中の認定証を認定に改め、手数料の名称を警備業認定有効期間更新手数料に改正するものです。

以上が熊本県手数料条例の一部を改正する条例の内容です。

なお、本改正に伴う手数料に関する規定は、令和6年4月1日から施行し、手数料の廃止等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定につきましても整理することとしております。

以上、御報告いたします。

○合瀬交通企画課長 交通企画課です。

私からも、熊本県手数料条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

説明資料、その他報告事項の5ページを御覧ください。

本件は、総務常任委員会の付託議案として御審議いただいておりますが、その一部が県警察に関することであることから御報告いたします。

今回の改正は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、自動車運転代行業の認定事務に係る認定証が廃止されることに伴い、同認定証に関する事務手数料の削除が必要なことから、熊本県手数料条例において、手数料を削除する規定を整備するものです。

削除する手数料は、資料の3の内容に記載しております(1)のアの自動車運転代行業務認定証再交付手数料とイの自動車運転代行業

認定証書換え手数料の2つの規定です。

アの自動車運転代行業認定証再交付手数料については、自動車運転代行業を営む者は、都道府県公安委員会の認定を受け、交付された認定証を亡失し、または認定証を滅失した場合に、同公安委員会に届け出て認定証の再交付を受けることとなりますが、この認定証の再交付を受ける手数料1,700円です。

イの自動車運転代行業認定証書換え手数料については、自動車運転代行業を営む者は、都道府県公安委員会の認定を受け、交付された認定証の記載事項に変更があった場合に、同公安委員会に届け出て認定証の書換えを受けることとなりますが、この認定証の書換えを受ける手数料2,100円です。

以上が熊本県手数料条例の一部を改正する条例の内容であります。

なお、本改正に伴う手数料に関する規定は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行と合わせ、令和6年4月1日から施行することとしています。

また、今回の熊本県手数料条例の一部改正に伴い、熊本県収入証紙条例も所要の改正を行っております。

以上、御報告いたします。

○坂本高校教育課審議員 高校教育課でございます。

私からは、県立高等学校入学者選抜制度改革について御報告します。

お手元の教育委員会のその他報告事項の説明資料を御覧ください。

それでは、1ページをお願いいたします。

1番、パブリックコメントの結果の(1)募集期間に記載のとおり、新制度の概要素案についてのパブリックコメントを行いました。

結果は、(2)意見の件数に記載のとおりで、17人からいただいた37件の御意見について、内容の重複する御意見については1件と

してまとめまして、29件の御意見について、(3)意見の取扱いにより県の考え方をお示し、後日公表する予定としております。

本日は、主な御意見と県の考え方案及び新制度の最終案について御説明します。

まず、2番、主な御意見と県の考え方(案)を御覧ください。

主な御意見は2つありました。

1つ目は、(1)入試の一本化についてです。

入試の一本化に賛成という御意見以外に、体調不良で受験できない場合が心配であるので、現行の前期と後期の日程を継続してほしいといった御意見や、一本化されると子供たちにプレッシャーや負担がかかり、正しい進路選択ができるのか疑問があるといった御意見がありました。

これらの御意見を踏まえまして、病気等やむを得ない事情で受験ができなかった場合は、これまでと同様、新制度においても、別途追検査日を設定し、受験機会を確保したいと考えております。

また、高校ごとの詳細な選抜内容について、あらかじめ公表するとともに、中学校の進路指導担当者にも新制度の内容をしっかりと周知してまいりたいと考えております。

次に、主な御意見の2つ目は、(2)入試の実施時期についてです。

入試の実施時期については、県立高校の入試を一本化して3月上旬に実施することで私立高校の受験者が増加するのではないかとといった御意見や私立と公立の合格決定の日程に差があり過ぎるといった御意見がありました。

外部有識者の提言でも示されておりましたとおり、中学生が進路についてじっくりと考え、しっかりと学んで高校を受験するという、そういった期間を確保するため、適切な入試時期を設定することが必要であると考えております。

そのため、入試の実施時期については、現在、私立高校と協議を進めておりますが、先ほど紹介しました入試の実施時期についていただいた御意見のうち、御意見の2件を1の(3)の意見の取扱いにより反映とさせていただき、素案中の3月上旬という文言の後に、私立高校と日程調整を行い、改めて令和6年度中に決定するという文言を追記したいというふうに考えております。

次に、資料3ページを御覧ください。

本案がパブリックコメントの結果を踏まえた最終案になります。素案から変更した点のみ御説明いたします。

初めに、4ページの別紙1、A日程と書いてあるところを御覧ください。

先ほど御説明しましたとおり、実施時期、3月上旬と書いてあります後に、「私立高校と日程調整を行い、改めて令和6年度中に決定する」という文言を追記しました。追記部分には下線を引いております。

あわせて、5ページの別紙2の右側にも、実施時期の該当箇所2か所に同様の追記をさせていただきます。

次に、資料の3ページにお戻りください。

4番、今後のスケジュールを御覧ください。

令和6年度から、この新制度の周知及び実施要項等の作成を開始することを新たに記載しております。

今後は、本案を3月の定例教育委員会で議案として提出し、承認をいただいた上で、今年度中に新制度の概要を決定したいと考えております。

高校教育課からの報告は以上です。

○末松直洋委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

ここで、12月の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和5年度教育警察常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、説明します。

12月の委員会でも御報告いたしましたが、この取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んでいる主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については、御一任いただきましたので、西村副委員長及び執行部と協議しまして、当委員会としては、7項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、現在執行部で検討等を続けておられますが、ここに上げた項目は、施策の取組が進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして、何か御意見はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 ないということでありますので、それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

○平山会計課長 会計課でございます。

私からは、高島委員が先ほど御質問されました被留置者の数でございますけれども、令和4年度と令和5年度を比較しますと、16名減っていると、微減しているという状況でござ

ざいました。

じゃあ、予算はなぜ増やすんだということなんですけれども、先ほども申しましたとおり、1日当たりの合計数の延べ人数が3,546増えるということで、今回補正の増額をお願いしたところでございます。

もう1点、亀田委員が御質問されましたデジタル化、DX化や先端技術の活用の事業ということで、県警では、運転免許証とマイナンバーカードの一体化で約3億5,600万ほど計上しております。

それと、組織犯罪情報総合管理システムの高度化のための改修事業、これで1億8,000万ほど計上しております。

それと、先ほどのドローン活用事業、それと無線LAN関係、無線LANを導入しましてペーパーレス化を図るというものでございます。こちらに161万7,000円ほど計上しております。

それと、許認可事務のシステム化の保守、これは、令和5年度に導入することとしておりますけれども、この保守業務として1,034万ほど、それとドローンの訓練経費が91万ほど、それと防犯カメラの画像解析の技術研修に90万ほど計上しているところでございます。

以上でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後0時40分閉会

○末松直洋委員長 なお、本年3月末をもって役職定年をされる方が本日8名出席されております。8名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、初めに警察本

部村上生活安全部長から順にお願いいたします。

（村上生活安全部長～奥園体育保健課長の順に退任挨拶）

○末松直洋委員長 8名の皆さん、本当に長い間大変お疲れさまでございました。

今後は、健康に留意されて、熊本県の発展のために御支援、御助言いただければありがたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、本日が今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この委員会、1年間、西村副委員長をはじめ委員各位の御協力の下でこの委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題について、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

宮内警察本部長、また、白石教育長はじめ執行部の皆様におかれましても、常に丁寧な御対応をいただき、御答弁をいただき、心から感謝を申し上げます。

また、先ほど御挨拶されました3月をもって役職定年をされる皆様には、長い間大変御苦労さまでございました。

今後とも、県政発展のために変わらぬお力添えをいただきますように、心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後ますますの御健勝と御多幸を心より御祈念を申し上げまして、お礼の挨拶に代えさせていただきます。

1年間、大変お世話になりました。（拍手）副委員長の西村副委員長にもお願いいたします。

○西村尚武副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、末松委員長の下で委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位には、御

指導、御鞭撻をいただき、大変ありがとうございました。
ございました。

また、執行部におかれましても、真摯に御
対応していただき、心から感謝を申し上げます。

今後とも、皆様とともに、本県がさらに発
展していきますよう心から祈念申し上げまし
て、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうござ
いしました。（拍手）

○末松直洋委員長 以上で終了いたします。

午後0時49分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長